

E-1

韓国語の目的語保持型受身—身体とはどのようなものか—

鄭宇鎮（東京大学大学院）
woojin3229@gmail.com

田中太一（東京大学大学院）
t.tanaka6002@gmail.com

要旨

韓国語の形態的受身には、日本語と同様に、対応する他動詞構文において対格で標示された身体部位が、受身においても同じく対格で標示される場合（以下、〈ガ/ヲ型〉）と、日本語と異なり、身体部位が主格で標示される場合（以下、〈ガ/ガ型〉）がある。李（1979）や Park（1994）は、被害性の有無という相違を指摘しているが、そのような違いが生じる理由について説明を与えていない。Oshima（2006）は、〈ガ/ヲ型〉の被害性が、通常被害を含意する動詞（*e.g. mul-*（嘔む））の意味によるものと指摘しているが、このような説明では、〈ガ/ガ型〉に被害性が伴わない理由を説明できない。本発表では、話し手の身体部位に対する捉え方に注目し、両型に見られる被害性の有無が、身体部位への働きかけが、所有者とは独立に捉えられるか、所有者に対するものとしても捉えられるかという違いによるものであることを示す。

1. はじめに

韓国語には、固有語系動詞に接辞*-i/hi/li/ki-*（以下、*-i*系）が後接し、受身の意味を表す構文がある（1a）。対応する他動詞構文の対格名詞句が主格で、主格名詞句が与格で標示されることから、韓国語の典型的な受身の一つとされる。また、韓国語は日本語とは異なり、自動詞の間接受身を作ることはできない（2a）。ただし、韓国語にも、他動詞に*-i*系が後接し、行為の直接の対象とは考えづらい参加者が受身の主語として現れる表現が存在し（3）、多くの研究で注目を集めてきた¹。

- (1) a. totwuk-i kyengchal-eykey cap-hy-ess-ta
泥棒-NOM 警察-DAT つかまえる-PASS-PST-DEC²
「泥棒が警察につかまえられた。」
- b. kyengchal-i totwuk-ul cap-ass-ta
警察-NOM 泥棒-ACC つかまえる-PST-DEC
「警察が泥棒をつかまえた。」
- (2) a. *haksayng-i ai-eykey wul-ly-ess-ta
学生-NOM 子供-DAT 泣く-PASS-PST-DEC
「学生が子供に泣かれた。」を意図
- b. 学生が子供に泣かれた。
- (3) Inho-ka Mina-eykey phal-ul cap-hy-ess-ta
イノ-NOM ミナ-DAT 腕-ACC つかむ-PASS-PST-DEC
「イノがミナに腕をつかまれた。」

¹ 韓国語の受身形式には、固有語系動詞に後接する*-eci* や、漢語系動詞に後接する*-toy*、*-pat*、*-tangha* など存在する。*-pat* と *-tangha* は、*-eci* や *-toy* と異なり、同様の特徴を持つ受身が作れるが、本発表では*-i*系のみを分析対象とする。

² 略号は以下のとおりである。ACC（対格）、CAUS（使役）、DAT（与格）、DEC（叙述）、LOC（場所格）、NOM（主格）、PASS（受身）、PST（過去）

(3) は、行為の直接の対象が、身体部位 *phal* (腕) であるにもかかわらず、その所有者 *Inho* (イノ) が主語として現れている。通常の受身であれば主格で標示されるはずの行為の直接の対象が、このような受身 (以下、目的語保持型受身) では対格で標示されるという特徴を説明するために様々な研究が行われてきた。たとえば、(3) のような受身は被害性を義務的に伴うと指摘され (李 1979、Park 1994)、それは動詞の語彙的な意味によるものだとされている (Oshima 2006)。

本発表では、話し手の (所有物を含む広義の) 身体部位に対する捉え方 (construal) に注目し、(3) の義務的な被害性は、身体部位を所有者と独立に捉えていることに起因すると考える。

2. 先行研究

Seong (1976) は、(4a) の目的語保持型受身は、身体部位が対格で標示される場合 (以下、〈ガ/ヲ型〉) であれ、主格で標示される場合 (以下、〈ガ/ガ型〉) であれ、(4b) のような二重対格構文に由来すると主張し、〈ガ/ヲ型〉と〈ガ/ガ型〉の違いについて、〈ガ/ガ型〉では、*tali* (足) が実際に動作を被っていること、〈ガ/ヲ型〉では「被動の焦点となるのは、むしろ主語のヨンスである」(Seong 1976: 167) ことを挙げている。しかし、〈ガ/ヲ型〉であっても、やはり身体部位は行為の対象であることは明らかであり、不十分な特徴づけに留まっている。

(4) a. *Yengswu-ka Chelswu-eykey [tali-lul/ tali-ka] cap-hy-ess-ta*
 ヨンス-NOM チョルス-DAT 足-ACC/ 足-NOM つかむ-PASS-PST-DEC
 「ヨンスがチョルスに足をつかまれた。」(lit. ヨンスがチョルスに足を/足がつかまれた。)

b. *Chelswu-ka Yengswu-lul tali-lul cap-ass-ta*
 チョルス-NOM ヨンス-ACC 足-ACC つかむ-PST-DEC
 「チョルスがヨンスの足をつかんだ。」(lit. チョルスがヨンスを足をつかんだ。)

(Seong 1976: 167)

李 (1979) では、行為の対象が所有者の *elkwul* (顔) などの身体部位や *os* (服) などの衣服、または *yakcem* (弱点) などの《側面》³である場合は、日韓両言語でともに容認されるタイプである《もちぬしの受身 (1)》に分類され、*nonmwun* (論文) や *ayin* (恋人) のように所有者の所有物や関わりのある人物である場合は、日本語のみで容認されるタイプである《もちぬしの受身 (2)》に分類されている⁴。また、韓国語の〈ガ/ヲ型〉は、〈ガ/ガ型〉と異なり、身体部位への働きかけによって所有者が被る被害・損害・迷惑の意味を表すと指摘されている。このような分析は、〈ガ/ヲ型〉では義務的な被害性を持つのに、〈ガ/ガ型〉は被害解釈にならないのはなぜか、〈ガ/ヲ型〉では身につけている衣服が対格名詞句として容認されるのに、〈ガ/ガ型〉では容認されないのはなぜかという間に十分な説明を与えられるもの

³ 先行研究での用語をそのまま用いる場合は《》で示す。

⁴ 《側面》として挙げられている例は、動き・性質・状態などと混質的であり、「帰り」のようにその指示対象が因果関係に参与しているとは考えられない例も多いため、本発表の分析対象には含めないこととする。また、動詞 *ppayas-* (奪う) から作られた《もちぬしの受身 (2)》は、動詞 *ppayas-* (奪う) の取る奪格名詞句 *chelswu-hanthey* (チョルスから) が主格名詞句になり、対格名詞句がそのまま残されたものと考えられるため、同様に本発表の〈ガ/ヲ型〉の分析対象には含めない。

(a) *Chelswu-nun chinkwu-hanthey ayin-ul ppayas-ky-ess-ta* (李 1979: 24)
 チョルス-TOP 友だち-DAT 恋人-ACC 奪う-PASS-PST-DEC
 「チョルスは友だちに恋人を奪われた。」

ではない⁵。

3. 分析

韓国語の目的語保持型受身に関して、働きかけの直接の対象である身体部位は、所有者の一部であるため、身体部位に生じる影響は、その所有者のものでもあるとする分析がある。所有者と身体部位が分離不可能な (*inalienable*) 全体・部分関係にあることに注目する分析には一定の妥当性がある。しかし、ここで注意しなければならないのは、身体として捉えられるものの範囲が通常より広がる現象から分かるように、何が身体と見なされるかは予め定まっているわけではないという点である。

本多 (2016) は、Neisser (1988) の分析を参考に、以下のような言語表現に「自己」の境界が身体を超えて広がっていく現象が見られると指摘している。

- (5) a. He ran into me (=my car). (Neisser 1988: 40)
b. おれスタッドレスはいたことないねん。 (本多 2016: 102)

(5a) は車を運転していた人の、(5b) は自動車販売員の発話である。どちらも車が運転手の拡張された身体として捉えられている。「自己」は、生物学的な意味での身体と完全に重なる仕方で捉えられるのではなく、そこからさらに広がっていくこともあるのである。身体部位と所有者との関係も「自己」を認識する捉え方の1つである。身体が環境へと広がっていく現象は、身体として捉えられる範囲が実際よりも狭まり、通常は身体として捉えられる部分が環境に属するものとしてとして捉えられる現象の存在を示唆する。いずれも「自己」の境界が揺れ動く現象として捉えることができるのである。以下の分析では、身体部位に対する話し手の捉え方の違いが、韓国語の〈ガ/ヲ型〉と〈ガ/ガ型〉の意味の違いに反映していることを示す。

3.1 〈ガ/ヲ型〉

〈ガ/ヲ型〉の対格名詞句には、典型的には身体部位が現れる (3)。身体部位と所有者は分離不可能な関係にあるため、身体部位に対する働きかけは所有者に対する働きかけでもあり、受身文の行為者と所有者の間には[行為者→身体部位・所有者]のような、参与者間に成立する典型的な使役事象が存在し、所有者は何らかの働きかけを直接に被っていることが予測される。しかし、〈ガ/ヲ型〉の対格名詞句に現れるのは身体部位だけではなく、分離可能な (*alienable*) ものもであっても、身につけられている衣服などは対格名詞句に現れることができる (6)。さらに、(7)・(8) に挙げるように、全ての話者にとって自然というわけではないものの、*pphyenci* (手紙) や *ilki* (日記)、*casik* (子供) なども対格名詞句に現れることが指摘されている (Washio 1993, Park 1994)。〈ガ/ヲ型〉の対格名詞句にこのように (働きかけが所有者に対するものでもあるとは考えにくい) 身体部位以外のものが現れうることを踏まえるならば、身体部位が現れる際にも所有者の一部であることが強く喚起されておらず、むしろ、所有者からある程度独立に捉えられていると考えるのが自然だろう。

- (6) Inho-ka Mina-eykey os-ul ccic-ky-ess-ta

⁵ Park (1994) に対しても同様の指摘ができる。

イノ NOM ミナ-DAT 服-ACC 破る-PASS-PST-DEC

「イノがミナに服を破られた。」

(7) a. na-nun kwuntay-eyse sangkwan-eykey (ayin-uy) pphyenci-lul ilk-hi-ess-ta (Washio 1993: 60)

私-TOP 軍隊-LOC 上官-DAT (恋人の) 手紙-ACC 読む-PASS-PST-DEC

「私は軍隊で上官に (恋人の) 手紙を読まれた。」

b. Swunca-nun tongsayng-eykey ilki-lul ilk-hi-ess-ta (Washio 1993: 60)

スンジャ-TOP 弟-DAT 日記-ACC 読む-PASS-PST-DEC

「スンジャは弟に日記を読まれた。」

(8) Kim-ssi-nun kay-hantey casik-ul mul-li-ess-ta (Park 1994: 181)

キム-さん-TOP 犬-DAT 子供-ACC かむ-PASS-PST-DEC

「キムさんは犬に (自分の) 子供をかまれた。」

Park (1994) は、〈ガ/ヲ型〉は介在使役構文の *Causer* と *Affectee* が全体部分関係にある場合に、*Causer* が *Undergoer* として再解釈され、それが構文として定着したことに由来する可能性を示唆している⁶。この仮説が正しければ、〈ガ/ヲ型〉において、身体部位だけでなく、身につけている衣服・所有物・親族などであっても対格名詞句として許容されるのは、介在使役構文において、行為の対象 (*Affectee*) は典型的には主語の指示対象とは異なるという特徴が〈ガ/ヲ型〉にも現れているからだと考えられる⁷。

多数の研究が、〈ガ/ヲ型〉は被害性を義務的に伴うことを指摘している (李 1979、Park 1994、Oshima 2006)。Oshima (2006) は、〈ガ/ヲ型〉に現れるこのような被害性は、動詞の語彙的な意味 (e.g. *mul-* (噛む)、*palp-* (踏む)、*kkakk-* (切る)、*cap-* (つかむ)、*nwulu-* (押す)) に由来すると主張している。この主張が正しければ、次節で検討する〈ガ/ガ型〉にも被害解釈が伴うことが予測されるが、実際には〈ガ/ガ型〉には被害解釈は伴わないため、無理のある説明だと思われる。

本発表では、〈ガ/ヲ型〉の被害性は、話し手が行為の直接の対象として捉えているのは、あくまでも身体部位のみであり、所有者が行為者の行為に直接的に関与していないことに由来すると考える。身体部位は所有者と分離不可能な関係にありながら、同時に、所有者と別の存在としても捉えられている可能性があるのである。

たとえば、(3) では、行為者は所有者に直接に働きかけるのではなく、身体部位への働きかけを介して所有者に被害をもたらしている。すなわち、(3) は行為者と所有者の間に成立する単一の使役事象ではなく、[事象 (行為者→身体部位) →所有者] のような、事象と参与者の間に成立する使役事象を表しているのである。さらに、衣服・所有物・親族などは、所有者と分離可能なものであるという点で身体部位と異なるが、所有者を介して心的にアクセスすることができる、ある程度独立した対象という共通

⁶ たとえば、Kim (1994) は、以下のような例をあげ、主語の指示対象であるチョルスが使役者としても、被動者としても解釈される場合があることを指摘している。ただし、使役者解釈は現代ではさほど自然ではないと思われる。

(b) Chelswu-ka Yenghuy-eykey meli-lul kkak-ky-ess-ta
チョルス-NOM ヨンヒ-DAT 髪-ACC 切る-CAUS/PASS-PST-DEC

「チョルスがヨンヒに髪を切らせた/髪を切られた。」

⁷ 実例としては多くはないが、〈ガ/ヲ型〉の対格名詞句には、*sacin* (写真) のように、事象の成立によって初めて存在するようになるものが容認される場合がある。今のところこの例をどう分析するかは明確ではないが、〈ガ/ヲ型〉の対格名詞句として容認されるものの範囲が拡張していることの現れだと考えられるかもしれない。

(c) Inho-ka Mina-eykey sacin-ul ccik-hy-ess-ta 「イノがミナに写真を撮られた。」
イノ-NOM ミナ-DAT 写真-ACC 撮る-PASS-PST-DEC

性を持つ。(6)～(8)に見られる被害性も、所有者が行為に直接的には関与していないことに由来すると考えられる⁸。以上の議論から、〈ガ/ヲ型〉は、〈行為者が、所有者とはある程度独立に捉えられた、身体部位・衣服・所有物・親族などに働きかけるという事象から、所有者が何らかの被害を受ける〉事象を表すと言える。

3.2 〈ガ/ガ型〉

〈ガ/ガ型〉は、〈ガ/ヲ型〉とは異なり、主語だけでなく身体部位も主格で標示される。〈ガ/ガ型〉の2つ目の主格名詞句⁹は、〈ガ/ヲ型〉の対格名詞句と異なり、身体部位のみが容認されるという特徴を持つ。この事実は、韓国語の二重対格構文における2つ目の対格名詞句に身体部位のみが容認されることと関連している。

- (9) a. Inho-ka Mina- eykey [tali-ka/ *sinpal-i] palp-hy-ess-ta
 イノ-NOM ミナ-DAT 足-NOM/靴-NOM 踏む-PASS-PST-DEC
 「イノがミナに足/*靴を踏まれた。」
- b. Mina-ka Inho-lul [tali-lul/ *sinpal-ul] palp-ass-ta
 ミナ-NOM イノ-ACC 足-ACC/靴-ACC 踏む-PST-DEC
 「ミナがイノの足/*靴を踏んだ。」

(10) では〈ガ/ヲ型〉は容認されるが、〈ガ/ガ型〉は容認されない。この違いは、〈ガ/ヲ型〉では、所有者は働きかけの直接の対象となっておらず、「足をつかむ」という事象から被害を被っているだけであるため、イノは自由に移動できると解釈されるが、〈ガ/ガ型〉では、イノが「足をつかむ」という働きかけの直接の対象になっているために、移動が制限されると解釈されることから生じると考えられる。このような分析は、〈ガ/ガ型〉は〈ガ/ヲ型〉とは異なり1つ目の主格名詞句に非情物が現れることができるという事実を自然に説明するものである(11)。〈ガ/ガ型〉では、身体部位があくまでも所有者に属する対象として捉えられているために、非情物であっても、その部分に働きかけることが全体に働きかけることでもあり捉えられる。それに対して、〈ガ/ヲ型〉では、対格名詞句の指示対象への働きかけという事象と所有者の間に成立する因果関係は、所有者に生じる被害に由来するため、一般に利害の主体とならない非情物を主語とすることができないのである。

- (10) Inho-ka Mina-eykey [tali-lul/ *tali-ka] cap-hy-ess-nuntey
 イノ-NOM ミナ-DAT 足-ACC/足-NOM つかむ-PASS-PST-けど
 mwusihako cip-ey k(a)-ass-ta
 無視して 家-DAT 行く-PST-DEC

⁸ Tsuboi (2010) では、身体部位が現れる日本語の目的語保持型受身について、主語の指示対象が直接的に行為に関与しているように思われる場合でも、話し手が身体部位を所有者と別の存在として捉えることで被害の意味が生じることがあると述べている。

(d) 太郎は二郎に頭を洗われた。 〈義務的被害解釈〉 (Tsuboi 2010: 427)

⁹ 〈ガ/ガ型〉では、2つの主格名詞句の内どちらが主語であるか判断することは難しい。本発表では、これは所有者と身体部位の語順が変わると容認されないという事実にもとづき「1つ目の主格名詞句」・「2つ目の主格名詞句」という名称を用いる。

「イノがミナに足をつかまれたが、無視して家に帰った。」

- (11) ku cip-i kwunintul-eykey [pyek-i/ *pyek-ul] hel-ly-ess-ta (Park 1994: 184)
 その 家-NOM 軍人たち-DAT 壁-NOM/壁-ACC 壊す-PASS-PST-DEC
 「その家が軍人たちによって壁が壊された。」

Woo (1994) は、韓国語の〈ガ/ヲ型〉を、二重対格構文の2つ目の対格名詞句が、受身にも同じ格標示で現れたものと分析している。しかし、以上の議論は、二重対格構文と対応するのはむしろ〈ガ/ガ型〉であることを示している。二重対格構文と〈ガ/ガ型〉はともに、身体部位と所有者が、どちらも行為の直接の対象になっており、行為者と身体部位・所有者は、[行為者→身体部位・所有者]のような参与者間に成立する単一の使役事象のもとに捉えられているのである。以上の議論から、〈ガ/ガ型〉は〈行為者の身体部位のへ働きかけが、所有者への働きかけでもある事象〉を表すと言える。

4. 日韓対照：《関与》と《排除》をめぐる

鷺尾 (1997) は、日韓両言語の〈ガ/ヲ型〉に見られる許容範囲の違いや、被害解釈の義務性の違いを、主語の指示対象が、自身が現れる出来事から影響を受ける《関与 (inclusion)》と、自身が現れない出来事から影響を受ける《排除 (exclusion)》という概念によって説明できると指摘している。「学生が先生に手をつかまれた。」のように、主語の指示対象である「学生」が「先生が学生の手をつかむ」という事象に《関与》している場合には、両言語で被害解釈が伴わない目的語保持型受身が容認される。一方で、「太郎は二郎に問題を解かれた。」のように、「太郎」が「二郎が問題を解く」という事象から《排除》されている場合には、日本語のみが受身文を作ることができ、義務的な被害解釈を持つとされている。

3節の分析を踏まえ、《関与》・《排除》の区別に「捉え方」が関わっていると考えることで、韓国語の〈ガ/ヲ型〉と〈ガ/ガ型〉の違いを捉えることができる。〈ガ/ヲ型〉では、(衣服を含む広義の)身体部位が用いられているため、鷺尾 (1997) の分類では《関与》になるはずであるが、被害解釈のみを許す。これは、身体部位や衣服が所有者と別の存在として捉えられ、所有者は行為からいわば《排除》されていることに由来すると考えられる。一方で、〈ガ/ガ型〉は、身体部位と所有者がどちらも行為の直接の対象として捉えられ、身体部位に対する働きかけがすなわち所有者に対する働きかけでもあるため、所有者は行為に直接関与しており、《関与》の受身だと考えられる。鷺尾 (1997) が提示した日韓両言語における《関与》と《排除》の許容範囲と、本発表での関与と排除の許容範囲を比較すると、以下のよう

表1 日韓両言語における《関与》と《排除》 (鷺尾 1997の改訂)

					鷺尾		鄭・田中	
					J	K	J	K
関与	NP ₁ -NOM	NP ₂ -BY	(ϕ ₁)	V ₁ -PASS	✓	✓	✓	✓
	NP ₁ -NOM	NP ₂ -BY	NP ₁ -NOM	V ₁ -PASS			*	✓
	NP ₁ -NOM	NP ₂ -BY	NP ₁ -ACC	V ₁ -PASS	✓	✓	✓	*
排除	NP ₁ -NOM	NP ₂ -BY	NP ₂ -ACC	V ₁ -PASS	✓	*	✓	✓
	NP ₁ -NOM	NP ₂ -BY		V ₁ -PASS	✓	*	✓	*

日本語の〈ガ/ヲ型〉は、Tsuboi (2010) が指摘するように (注8)、対格名詞句が身体部位である場合であっても被害解釈の読みが成立する。鄭・田中 (2019) は、その違いは働きかけの強弱という要因によるものであると主張している。

- (12) a. 太郎₁は花子₂に髪₁を切られた。 (中立解釈) (鄭・田中 2019: 23)
b. 太郎₁は花子₂に髪₁を触られた。 (被害解釈) (鄭・田中 2019: 24)

(12) は、いずれも身体部位「髪」が用いられ、鷺尾 (1997) の枠組みでは《関与》と判断されることになるが、両者は、対象に対する働きかけの強弱に由来する被害性の有無において対立がある。

韓国語では、身体部位 (あるいは所有物・親族) を所有者と独立の存在として捉えるか、所有者と同時に働きかけられるものとして捉えるかという違いが〈ガ/ヲ型〉と〈ガ/ガ型〉という格の違いとして表現される。一方で、日本語は、いずれの場合も〈ガ/ヲ型〉が用いられ、被害解釈の有無は働きかけの強弱と連動し、身体部位の捉え方はその要素の1つとなっているのである。

5. おわりに

本発表では、目的語保持型受身を分析対象とし、話し手の身体部位に対する捉え方に注目することで、身体部位が対格で標示される〈ガ/ヲ型〉と、主格で標示される〈ガ/ガ型〉に見られる義務的な被害性の有無に説明を与えた。以上のような分析は、日韓両言語における目的語保持型受身の許容範囲の違いを示す《関与》と《排除》の概念を精緻化するだけでなく、我々が身体部位とその所有者との関係をどのように捉えるのかを知る手がかりにもなるものである。

参考文献

- 本多啓 (2016) 「Subjectification を三項関係から見直す」中村芳久・上原聡 (編) 『ラネカーの (間) 主観性とその展開』91-120. 東京: 開拓社./鄭宇鎮・田中太一 (2019) 「働きかけと変化の文法—被害受身を中心に—」『日本語文法学会 第20回 大会発表予稿集』119-126./Kim, K. (1994) Adversity and Retained Object Passive Constructions. *Japanese/Korean Linguistics* 4. 331-346./李文子 (1979) 「朝鮮語の受身と日本語の受身「その1」—「もちぬしの受身」を中心に—」『朝鮮学報』91. 15-31./Neisser, Ulric. (1988) Five Kinds of Self Knowledge. *Philosophical Psychology* 1. 35-59./Oshima, David Y. (2006) Adversity and Korean/Japanese Passives: Constructional Analogy. *Journal of East Asian Linguistics* 15. 137-166./Park, Jeong-woon. (1994) *Morphological Causatives in Korean: Problems in Grammatical Polysemy and Constructional Relations*. Ph.D. Dissertation. University of California, Berkeley. / Seong, Gwang-soo. (성광수) (1976) 「국어 간접 피동에 대하여—피동 조동사 ‘지(다)’를 중심으로—」문법연구회 (편) 『문법연구 3』159-182. 서울: 탑출판사. [「国語間接被動 について—被動助動詞「ci(ta)」を中心に—」文法研究会 (編) 『文法研究 3』] /Tsuboi, Eijiro. (2010) Malefactivity in Japanese. In Fernando Zúñiga and Seppo Kittilä (eds.) *Benefactives and Malefactives: Typological Perspectives and Case Studies*. 419-435. Amsterdam: John Benjamins./Washio, Ryuichi. (1993) When Causatives Mean Passive: A Cross-Linguistic Perspective. *Journal of East Asian Linguistics* 2. 45-90./鷺尾龍一 (1997) 「比較文法論の試み—ヴォイスの問題を中心に—」筑波大学現代言語学研究会 (編) 『ヴォイスに関する比較言語学的研究』1-66. 東京: 三修社./Woo, In-hyey. (우인혜) (1994) 「접미 피동법의 일고찰」『한국학논집』25. 273-294. [「接尾辞被動に関する一考察」『韓国学論集』]